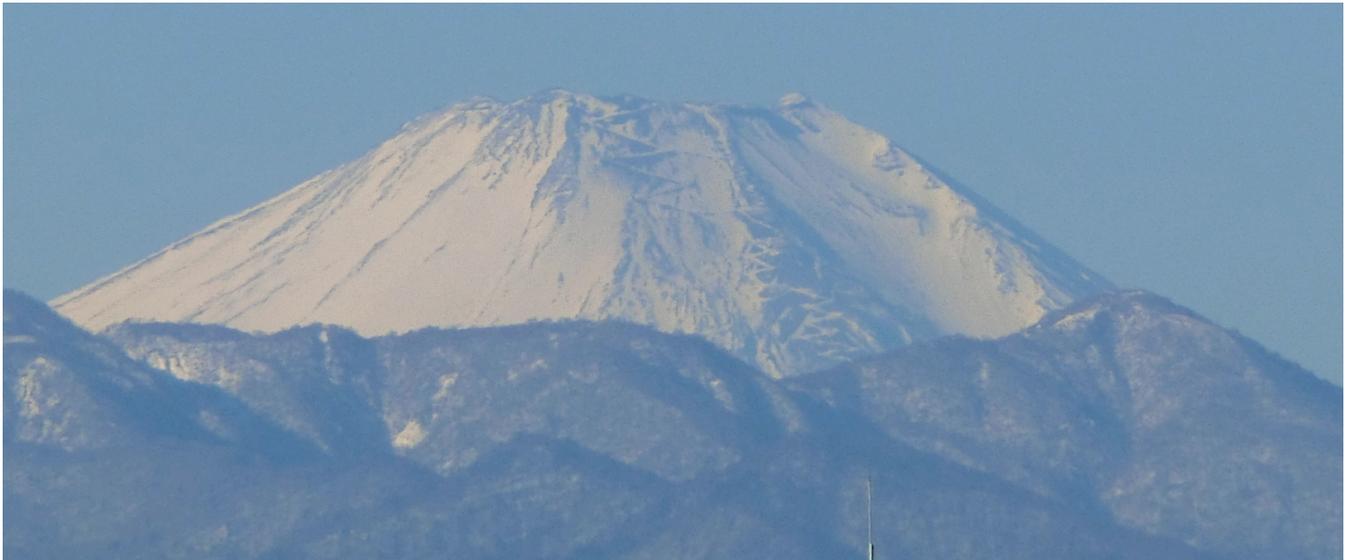




小林勝哉

社会保険労務士事務所

事務所通信と最新情報



本号の内容

治療と就業の両立支援が
努力義務に

情報セキュリティ
10大脅威2026公表

生涯現役の地域づくりを

治療と就業の両立支援が 努力義務に

～労働施策総合推進法改正～

いよいよ令和8年4月から治療と就業の両立支援が事業主の努力義務になります。みなさまの職場では、ご準備は進んでおられるでしょうか。事業者、労働者（患者）、医療機関、支援機関（者）の各役割に応じた取り組みは、厚生労働省「治療と仕事の両立支援ナビ」ポータルサイトにまとまっていますのでご参考にしてください。当事務所代表は「治療と仕事の両立支援コーディネー」でもあります。当事務所では、みなさまの職場のかけがえのない社員のみなさまが、いきいきと笑顔で治療と就業を両立され、これまでもまして職場がワンチームとして団結と総合力が発揮されますよう、治療と就業の両立に関わる労働安全衛生制度の設計・運用のお手伝いをさせていただいております。お気軽にお問合せください。



生涯現役の地域づくりを

働く唯一の条件は、相手を喜ばせること

厚生労働省は、地域における高齢者等の雇用・就業機会の確保施策の1つとして「生涯現役地域づくり環境整備事業」を実施しています。この事業は、高齢者等の雇用・就業支援の取り組みと、地域福祉や地方創生等の分野で既に地域で機能している取り組みとを密接に連携を図りつつ、地域のニーズを踏まえてさまざまな働く場の創出を図っていくものです。事例発表された福岡県「うきはの宝株式会社」様では、「ばあちゃん喫茶」事業に取り組み、「高齢者の可能性を日本中に示す！」との意気込みで、地域における高齢者雇用を進めておられます。「ばあちゃん喫茶」で働く唯一の条件は、相手を喜ばせること。当事務所では、70歳雇用推進プランナーとして定年制度の見直しをはじめ、高齢者が最後までバリバリ現役で働ける会社制度構築へのご提案を行っております。どうぞ安心してご相談ください。

情報セキュリティ

10大脅威2026公表

組織の脅威は、「ランサムウェア攻撃」による被害がトップです。当事務所はテレワーク専門社労士として、情報セキュリティを含めIT x 法律の両面からトータルに企業活動をサポートしております。どうぞ安心してご相談ください。



小林勝哉
社会保険労務士事務所

〒162-0837

東京都新宿区納戸町 33 東京左官会館 3階

TEL : 080-1697-8329

FAX : 03-3269-2737

